

宇美町教育大綱

平成 2 7 年 1 2 月 策 定
平成 3 1 年 3 月 改 訂



宇 美 町

1 はじめに

(1) 教育大綱策定の背景と趣旨

人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化は、我が国の多くの自治体が直面する大きな問題です。この状況は、本町においても例外ではなく、それに伴う影響を常に意識し、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力を持ったまちづくりが求められています。

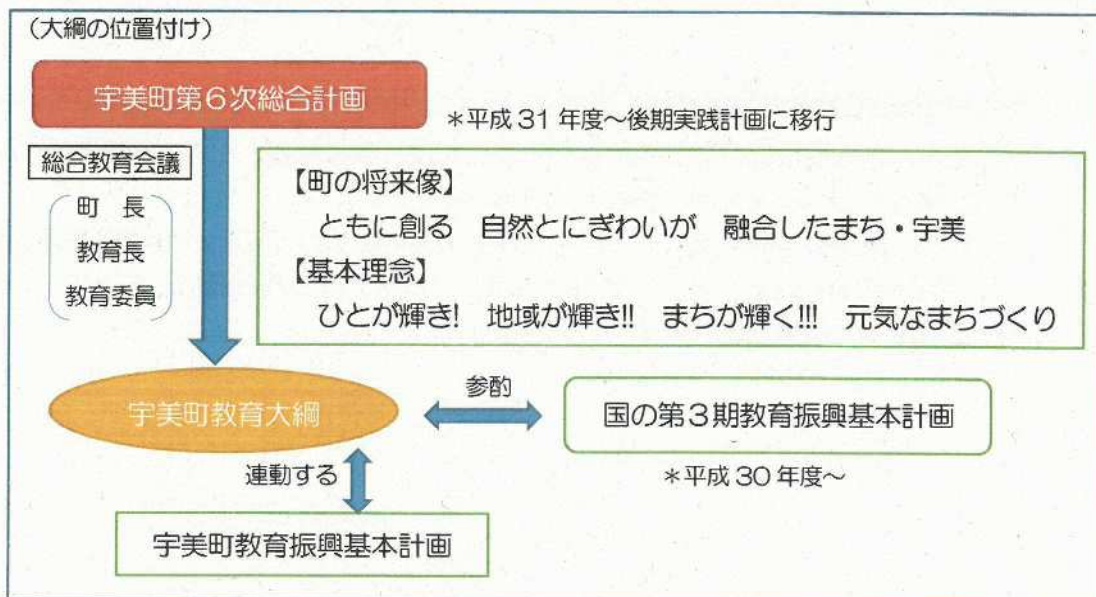
そうした中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針「国の第 2 期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

本町においては、平成 27 年 10 月に新教育委員会制度に移行し、同年 11 月に同法第 1 条の 4 第 1 項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議を行い、同年 12 月に教育大綱を策定しました。

(2) 教育大綱の位置付け

教育大綱は、本町の教育行政を推進するための基本方針となるものです。本町では、平成 27 年 3 月に、町の最上位計画として、8 年間の基本的な政策・施策の方向性を示す「第 6 次宇美町総合計画」を策定しました。教育大綱は、第 6 次宇美町総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示し、別途宇美町教育委員会が策定する「宇美町教育振興基本計画」と連動するものです。

このたび、町の「第 6 次宇美町総合計画」の前期実践計画期間終了に伴い、平成 31 年度から後期実践計画に移行すること、また、国においては平成 30 年度から「第 3 期教育振興基本計画」に移行しており、このことを受けて、教育大綱を改訂することとしました。



(3) 教育大綱の実施期間

本大綱は、第6次宇美町総合計画の計画期間（平成27年度～平成34年度：8年間）における後期実践計画（4年間）に合わせて、平成31年度から平成34年度までの4年間を実施期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

平成（年度）	27	28	29	30	31	32	33	34
第6次宇美町総合計画	第6次宇美町総合計画（H27～H34） 【上位計画】							
	前期実践計画 （H27～H30） 〔4年間〕				後期実践計画 （H31～H34） 〔4年間〕			
宇美町教育大綱	宇美町教育大綱 （H27～H30） 〔4年間〕				宇美町教育大綱 （H31～H34） 〔4年間〕			
宇美町教育振興基本計画	宇美町教育振興基本計画 〔毎年度策定〕				宇美町教育振興基本計画 〔毎年度策定〕			

大綱と連動

(4) 教育大綱に基づく施策の実施

町は、本大綱に掲げる基本目標の達成に向け、学校教育、社会教育それぞれの重点目標とその方向性を掲げ事業を実施します。

また、事業の実施にあたっては、宇美町教育委員会が定める「宇美町教育振興基本計画（毎年度策定）」と連動させ、宇美町の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

2 基本目標

次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

宇美町第6次総合計画に掲げる8つの基本目標（政策の大綱）のうち、教育分野に関する基本目標を本大綱における共通の基本目標とし、“宇美”に誇りを持ち、健やかに生きる人づくりに邁進します。

学校教育においては、「志をもって学び、心豊かでたくましい子どもの育成」を目指し、基礎的・基本的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、たくましく生きるための健やかな体などの“知・徳・体”の3つを包括する「生き抜く力」の育成を推進します。

社会教育においては、全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などを通して、国内でもスポーツに対する関心が高まることが予想されます。今後も、健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土としての誇りを育む施策を推進します。

子ども読書活動の推進を図るとともに、町民が読書に親しむ環境づくりに努めます。

町民一人一人の人権が尊重され、偏見のない心豊かな、優しさ溢れるまちづくりの実現を目指して、人権教育・啓発を推進します。

3 学校教育の充実

重点目標

確かな学力を育むために、授業改善を中心とした学力向上に関する研修を行うほか、読書を通して意欲的に自ら考え、表現する力の向上を目指します。

豊かな心を育むために、道徳教育や人権教育及び郷土教育の充実を図るとともに、「う・み・し・ぐ・さ」を基に、学習規律、挨拶や清掃等の指導の徹底を図ります。

健やかな体を育むために、学校における食育及び体力の向上に関する指導並びに生活・学習習慣の定着に努めます。

加えて、特別支援教育、保幼小中連携教育の充実に努めます。

さらには、コミュニティ・スクール活動の一層の推進を図るため、自治会、各団体等が主体となって形成される地域コミュニティの取組との連携を深め、地域とともにある学校づくりを推進します。

指導体制の充実によるきめ細やかな教育を推進するとともに、学校教育施設や設備を計画的に整備します。

目標達成のための方向性

(1) 生き抜く力の育成

- 学力については、各種調査結果の結果分析を基に、学力向上プランを作成し、定期的に検証改善を行います。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を一層推進するとともに、一人一人の課題に応じた少人数指導や補充学習、家庭学習の充実を図ります。
- 道徳教育や人権教育を推進するとともに、学習規律（聴き方・話し方、立腰教育など）、挨拶、清掃などの指導の徹底を図ることによって、道徳性や人権感覚並びに規範意識の高揚を目指します。
- 郷土教育の充実を図り、ふるさとを愛する心やふるさとに貢献する心を醸成します。
- 児童生徒の実態をもとに体力向上プランを作成し、体育の時間の充実並びに一校一取組等による体力づくり活動の推進を通して、体力の向上に努めます。
- 小中連携等の学校間連携教育の推進を図るとともに、保育園や幼稚園等との結びつきを深め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒やいじめ・不登校児童生徒についての実態把握に努め、よりきめ細やかで切れ目のない支援を行っていきます。

- 町立図書館との連携を図った学校図書館の機能充実を通して、本に親しむ習慣づくりを推進します。

(2) 学校運営への参画促進

- 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校、家庭、地域等が連携を深めながら、コミュニティ・スクール活動の活性化を推進し、自治会、小学校区コミュニティ運営協議会等が主体となった事業との連携を積極的に進めるとともに中学校区での小中連携などを進め、小中9年間を通して地域の形成者たる市民性を育てるためのシステムの構築を図ります。また、それぞれの取組についての情報を積極的に発信します。

(3) 教育環境の整備

- 指導体制の充実を図り、きめ細やかな教育を推進します。
- 学校教育施設や設備の整備・充実を図るとともに、子どもの学習意欲を高め、学習理解を促進できるようICT環境の整備の充実を図ります。
- 適応指導教室や教育相談室と学校との連携を強め、教育相談や支援体制の効果的な運営を図ります。
- 保護者と保育園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会が連携しながら、最適な就学の在り方について相談できる環境づくりを進めます。
- 教育委員会と宇美町校長会とが連携し、町の教育課題に応じた研修会の充実を進めるとともに、福岡教育大学との連携事業を活用するなど専門性に優れた講師を招請することで、教職員としての実践的指導力を高める研修の充実も進めていきます。
- 働き方改革の趣旨・目的等を周知し、教職員の長時間勤務縮減に向けた取組を推進します。

4 社会教育の充実

重点目標

自己の目標や理想の実現にむけて、学び続ける輝く人づくりを目指し、全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を生かすとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を進めます。

目標達成のために、生涯学習の推進、青少年の健全育成、スポーツ活動の推進、芸術・文化活動の推進、文化財の保存と活用、読書活動の推進、人権尊重の推進等の充実を図ります。

目標達成のための方向性

(1) 生涯学習の推進

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、主体的に学ぶことができる生涯学習の機会の充実に努めます。

(2) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と、家庭、地域、学校などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年の体験活動や国際交流事業など、青少年団体の育成・支援を推進します。

また、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

(3) スポーツ活動の推進

全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりに努めます。

また、スポーツを行う個人・団体が、安全かつ継続的にスポーツに親しむことができるための施設の適切な運営に努めます。

(4) 芸術・文化活動の推進

町民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実に努めます。

(5) 文化財の保存と活用

文化財の環境整備に努め、保存・活用について、庁内関係各課、町内の各団体及び関連自治体と連携し、広域にわたり推進します。

また、文化財の調査研究及び教育普及に努めます。

(6) 読書活動の推進

町民の生涯学習を推進するため、人々の暮らしに役立ち、現代的な課題に対応した、そして地域の文化を創造する資料や情報の収集・提供に努めるとともに、町立図書館は「地域の情報拠点」を目指します。また、学校図書館との連携により、機能充実を図ります。

さらに、町民やボランティアと共働してより一層の読書活動の普及を図ります。

(7) 人権尊重の推進

一人一人の人権が尊重され、人権の大切さを再認識するとともに、差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進めます。

